○農林水産省告示第五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

香川県東かがわ市帰来字奥帰来一〇九七から一〇九九まで、一一〇〇の一、一一二九、一一三一から一一三三まで、一一三六から一一三八まで、一一四〇から一一四七まで、一一五一、一一六二の一、一一六五、一一六六・一一六八の一・一一六八の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七二の一、一一七二の三、一一七三、一一七五、一一七七、一一七八、一一八〇から一一八四まで、一一八五の一、一一八七の一、一一九〇、一一九三、五名字藤ヶ野二二三の一、二二三の二、二二三の一五、二二三の一六、字長谷ヶ野二四六の一、二四六の二、二四八の一、二四九、字口船二五〇の一、二五〇の二、二五八の一、二五八の二、二五八の四、二五八の五、字木屋ヶ谷二六四の一、二六五、二六六、字サガシ二六八、字了体三四四の一、三四五、三六七の一、三六七の四から三六七の七まで、三六八の一、三六八の三、字日根下四八八の一、四八八の四、四九〇の一、四九〇の二、四九一、五〇〇、五〇一の一、字滑良五九三の一、五九三の七、五九三の九、五九四の一、五九四の三、五九五の一から五九五の三まで、字太郎六六八の一、六六八の二、六六八の五から六六八の七まで、六七一の二、字上裏七七七の一から七七七の三まで、七七八の三、七七八の四、七八六の一、七八六の三から七八六の五まで、字桑内一〇一四の一から一〇一四の八まで、一〇一四の一〇から一〇一四の一二まで、字尾鼻一一九三の一、一一九三の一三、一一九三の一四、字星越一二二四の一、一二二四の四、一二二四の五、一二二四の七から一二二四の九まで、字甫ヶ谷一四六五の二六・一四六五の二九（以上二筆国有林）、一四六五の一、一四六五の八から一四六五の一五まで、一四六五の二三、一四六五の二四、字西ヶ谷一四六七の一、一四六七の三から一四六七の五まで、一四六七の一九から一四六七の二一まで、一五〇八の一、一五〇八の二、字蔵本一七二九の一、一七二九の三、字滝の上一七四五の一から一七四五の八まで、字茂津田西一九四五の一から一九四五の二〇から一九四五の二二まで、字茂津田一九五〇の一、一九五〇の二（次の図に示す部分に限る。）、一九五〇の三から一九五〇の五まで、一九五〇の七、一九五〇の八、一九五〇の一一、字持寄一九八〇の四、一九八〇の六、一九八六の一、一九八六の四、一九八六の七、一九八七の一、一九八七の三、一九八七の八、字空角上二五〇一の四、二五〇一の六、字間土二五二一の二、二五二一の四三、二五二二、二五二三の一、西山字山下一九二の九（国有林）、一一の三、二一の三（次の図に示す部分に限る。）、一二の四、一二の五（次の図に示す部分に限る。）、一二の六、一二の八、一二の九（次の図に示す部分に限る。）、一三の二から一三の四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三の七、一三の八、一三の九・一三の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三の一一、一四の二、一四の四から一四の六まで、一四の七（次の図に示す部分に限る。）、一四の八、一四の九、一四の一〇（次の図に示す部分に限る。）、一四の一一から一四の一三まで、一五の四から一五の八まで、一六の二、一六の三、一六の五から一六の一二まで、一八の二から一八の九まで、一九の二から一九の一九まで、二〇の二から二〇の一一まで、二〇の二から二〇の一五から二〇の一七まで、二〇の三〇から二〇の三三まで、二二の三、二七の二、二七の四、二七の七、四〇の二（次の図に示す部分に限る。）、四〇の一七、一九二の一、一九二の六、一九二の七、一九二の一〇、一九二の一五、字清房五一九の二から五一九の一二まで、五二三の二、五二三の二三、字兼弘六二七の二から六二七の四まで、六二七の六、六四八の二、六四八の三、六六〇の二（次の図に示す部分に限る。）、六九一の二、字道下九〇一の二、字宮奥九五九の四、一〇〇〇の二、一〇〇四の二から一〇〇四の四まで、一〇〇五の三、一〇〇五の四、一〇〇五の五（次の図に示す部分に限る。）、一〇〇七の四、一〇〇七の六（次の図に示す部分に限る。）、一〇〇八の二、一〇〇八の三・一〇一三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、東山字友村二の一、六の一、一三九、一四〇の二、一四〇の三、一四一の二、一四八の二、二〇五の二、二五八の二、字薄木五七九の二（国有林）、五二三の一、五二四の一、五三七の二、五三九、五四〇、五五九、五六〇の一、五六〇の二、五六一、五六二の一、五六二の二、五六四の四、五六六、五六九の二、五六九の五、五七二、五七三、五七六、五七七、五七九の一、五八〇、五八三の一、六一八の一、六一八の二、六一九の一、六二一、六二二、六七八の二、七一九、七二〇、字友国八二〇の二、八二二、八二四の一、八二五の一、八二五の二、八二九の一、八三〇の一、八三〇の三、八三二、八三五の一、九五八、九六〇、九六一、九六二の一、九六二の二、九六三、九六九、九七〇の一、九七〇の三、九七〇の四、九七四の一、九七五の一、九七六の一、九七八の一、九七八の三、九七九、九八〇の一、九八〇の二、九八四、九八九〇、九九二、一〇〇九の二、一〇〇九の三、一〇〇九の五、字狩居川一二七九の五（国有林）、一〇〇九二の二、一〇〇九二の三、一〇〇九二の一〇まで、一〇〇九二の一二、一〇九二の一三、一一六三の二、一一七九の一、一一八二の一、一一九、一一九〇、一一九一の一、一一九二の一、字塩田一二九〇、入野山字大楢三六、一一六の二、一五〇の五、一五〇の一〇、一五〇の一一、字寛四一二〇〇の三（国有林）、一一八六、一一八七の一、一一九九、一二〇五の三、一二〇五の四、一二〇八、一二四三の一、一二六二、一三五の一、一三四二の一から一三四二の九まで、一三四三、一三七四、一三九八、字下山一五五二の一、一五五二の二、一七三九の一、一七三九の二、字宗心一九三九の七三・一九三九の七四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一九三九の三五・一九三九の五二・一九三九の七二（以上三筆国有林）、一八八二、一八八三の一、一九二六から一九二八まで、一九二九の一、一九三九の一（次の図に示す部分に限る。）、一九三九の二二から一九三九の二五まで、一九三九の二六から一九三九の二八まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一九三九の三六、一九三九の三七、一九三九の三八から一九三九の四〇まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一九三九の四一、一九三九の四二、一九三九の四三（次の図に示す部分に限る。）、一九三九の四四、一九三九の四六（次の図に示す部分に限る。）、一九三九の五一、一九三九の五三から一九三九の五七まで、一九三九の六一、一九三九の六五から一九三九の六八まで、一九三九の六九（次の図に示す部分に限る。）、二〇二八の一、二〇二九の一、二〇三〇の二、二〇三一の一、二〇三一の九から二〇三一の一一まで、二〇四六の三、二〇四八の一六、二〇四八の三、二〇五〇、二〇五一、二〇五三から二〇五五まで、二〇五六の一、二〇五六の二、二〇五六の八から二〇五六の一九まで、字上末国二一八五の三から二一八五の六まで、二一八六、二一八七、二一九一、二一九六の一、二一九六の二、二一九六の四、二四三九、二四四一から二四四四まで、二四四八の二、字端二五二九から二五三一まで、白鳥字市ヶ原乙七〇の二、字城泉四一七の四、四一七の六、字北池一六二一の二、一六二四の二、一六四四の三、一六五五の二、一六五五の六、一六五五の七、一七〇七の五、一七〇八の四、一七〇九の四、一七二六の五、字寺前一八四八の二、一八五一の四、一八五一の九、一八八八の二、字久詰三二三三の二・三二三六の二・三二三九の二・三二三二の二・三二五三の二・三二五四の二・三二六五の二（以上七筆国有林）、三一七〇、三一七二、三一七四、三一七五、三一八五から三一八九まで、三二〇〇、三二〇一の一、三二〇一の二、三二一三、三二一六、三二一七、三二一九、三二二〇、三二二三の一、三二二四、三二二六の一、三二二七、三二二八、三二二九の一、三二三〇、三二三二の一、三二三三の三、三二四〇、三二四二の一、三二四四の一、三二四六の一、三二四七、三二五一、三二五三の一、三二五四の一、三二五五、三二五八、三二六〇から三二六四まで、三二六五の一、三二六六、字四房三二七四の二・三二八一の二・三二八二の二・三二八五の二（以上四筆国有林）、三二六八から三二七一まで、三二七四の一、三二七五から三二七九まで、三二八一の一、三二八二の三、三二八五の一、三二八五の四、三二八八、三二九五、三三三、三三三九、三三四五から三三四九まで、三三五五、三三五六、三三六六の一、字西藤井三三七八から三三八五まで、三三八八、三三九三から三三九七まで、三三九九、三四〇三、三四〇六から三四〇八まで、湊字岡前九九〇の六、一〇二一の一、一〇二一の二、一〇二一の六、字山下一二八六の二・一二八六の四（以上二筆国有林）、一二五六、一二七二の二、一二八六の一、